

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年10月10日 08時48分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市 ^{おぶくうら} 大福浦海岸 宇和島港 ^{えびすやま} 戎山防波堤灯台から真方位180° 1,280m付近 (概位 北緯33° 12.9′ 東経132° 32.6′)
事故の概要	漁船第十八 ^{けんしやう} 健勝丸は、着棧作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年11月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十八健勝丸、4.6トン EH3-54364（漁船登録番号）、株式会社シマスイ 第281-44091号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、着棧作業中、船長が、浮き棧橋上に降りてクロスビットに仮止めした係船索 ^{たる} の弛みをとることとし、左手を伸ばして係船索を掴 ^{つか} んだところ、前進行きあしがあったので、張力が掛かっている係船索とクロスビットとの間に左手の人差し指及び中指が挟まれた。 船長は、左手示指末節骨骨折及び爪甲離脱等と診断された。
分析	本船は、着棧作業中、船長が、前進行きあしがある状態で係船索を掴んだことから、張力が掛かっている係船索とクロスビットとの間に左手の人差し指及び中指が挟まれ、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着棧作業中、船長が、前進行きあしがある状態で係船索を掴んだため、張力が掛かっている係船索とクロスビットとの間に左手の人差し指及び中指が挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、着棧に際し、行きあしを制御し、船を棧橋に接舷させて係船索に張力が掛かっていない状態で係船索の弛みをとる作業等を行うこと。